地域密着型サービス指定申請の流れについて

◎地域密着型通所介護の指定申請について

平成30年４月１日施行の介護保険法の法改正により、地域密着型通所介護について、市町村の介護保険事業計画において定める見込量に既に達している等の場合に該当すると認められるときは、市町村長は、指定をしないことができるものとされました。

川崎市におきましては、「かわさきいきいき長寿プラン（令和３年度から５年度までを期間とする「第８期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」）」に基づき、地域密着型通所介護の見込量に、①既に達している場合にあっては以降（内定）申請を受け付けず、②当該（内定）申請に係る事業者の指定によってこれを超えることとなる場合にあっては当該（内定）申請まで受け付ける、こととします。

なお、上記事業計画の見込量を踏まえた地域密着型通所介護の予定計画事業所数は、次のとおりです。

地域密着型通所介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予定計画事業所数	202	212	223
事業所数	185	180 （令和5年2月1日現在）	-

※年度による上限は設けませんが、最終年度の計画事業所数に達した場合は、上記の取り扱いとなります。

（参考：「かわさきいきいき長寿プラン」について）
https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-12-13-0-0-0-0-0-0.html

1. 準備

○指定の要件（基準）の確認

指定事業者になるためには、川崎市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たさなければなりません。

例えば
- 指定を受けるには、申請者が法人である必要があります（病院、診療所等が行う場合には例外があります。）。
- 法人の定款等の目的に介護保険サービスを行う旨を位置づける必要があります。
  指定を受けようとするサービスが正しく定款に位置付けられていないと指定できません。
- 基準に規定されている必要な人員、設備を備える必要があります。

○基準の確認方法

「介護保険六法」や「介護報酬の解釈（指定基準編）」等の一般の書籍、川崎市基準条例等でお調べください。

・川崎市基準条例及び条例の考え方市ホームページ

人員、設備、運営方法等に係る指定基準が掲載されております。条例と条例の考え方の２種類があ

りますので、必ず両方を確認してください。

https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-9-0-0-0-0-0.html

・介護サービスQ&A　※エクセルファイル

上記基準条例や介護報酬告示を補足するものです。厚生労働省が作成したものと、本市が作成したものがありますので、必ず両方を確認してください。

https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html

【注意】

指定基準や介護報酬告示については、申請者が、その責務として、自ら確認して頂くものになります。上記の資料等を確認せずに、本市に質問等をされた場合には、対応を致しかねますので、予め御了承ください。

御自身で基準等を確認したうえで、その記載内容に疑義等がある場合のみ、下記FAX質問票を送付頂くようよろしくお願いします（電話等による口頭での質問は、原則的にお受けできません。本市から口頭で回答があったとしても、それによって生じる損害等について、本市は一切の責任を負いかねますので、予め御了承ください。）。

・FAX質問票（市ホームページ）※Wordファイル

https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html

〇内定・指定申請書類の作成

各サービスのページにある「１．新規事業者指定」のページに様式や必要書類などを掲載していますので、参考に作成してください。

〇新規セミナーの受講

基準等の基本的な内容を説明する「新規セミナー」を年２回程度開催していますので、極力受講してください。開催日時等はメールニュースかわさき等で案内します。

※開設経験があるなど、基準等を十分理解されている方の参加は任意です。

※過去のセミナー資料を、市ホームページに掲載しています。ぜひ御覧ください。

2. 事前図面確認

※下記サービスの申請について、必須ではなく、必要な場合のみ行うものです。その他のサービスについては、事前図面確認はいたしかねます。

〇通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、（看護）小規模多機能型居宅介護

事業開始予定月の２か月前までに、送信票（各サービスのページにある「1．新規事業者指定」の添付ファイル）と図面をメールにて送付してください。なお、送付された図面については、収受した日を含め原則15日程度で、市から確認結果等について御連絡します。

〇短期入所生活介護

事業開始予定月の3か月前までに、送信票（各サービスのページにある「1．新規事業者指定」の添付ファイル）と図面をメールにて送付してください。なお、送付された図面については、収受した日を含め原則１か月程度で、市から確認結果等について御連絡します。

［メール送付先］
【宛先】川崎市高齢者事業推進課事業者指定係（40kosui@city.kawasaki.jp）
【件名】「新規指定事前図面確認について」
図面を添付の上、送付ください。

【注意】

- 図面の内容等によっては、確認結果等の連絡が、お示しした期間よりも遅くなる場合があります。そのため、必ず余裕をもったスケジュールにて、事前図面確認をお願いいたします。
- 必ず基準条例等を確認したうえで、図面を作成してください（上記「**基準の確認方法**」を参照してください）。基準条例等を確認されていない場合には、基準条例等を確認したうえで図面の再送をお願いする場合があります（その場合、原則として、既に送付頂いた図面は破棄させて頂きます）。
- 上述のとおり、指定基準要件の確認は申請者の責務となります。事前図面確認は、申請者が必要だと判断した場合に任意で行うものです。よって、本市による回答はあくまで技術的助言に留まり、送付された図面内容を市が保証するものではありません。本市から指摘等が無かった場合にも、それによって生じる損害等について、本市は一切の責任を負いかねますので、予め御了承ください。
- 指定基準要件等を確認したえで、その解釈に疑義が生じた場合には、図面と共に質問内容（関連する法規等及び論点を明記してください）を記載した書面を添付してください。図面の確認結果と共に、併せて回答します。

3. 申請の予約

申請の受付は完全予約制です。予約は専用電話で受け付けます。予約申込期限及び申請受付等は、次のとおりですので必ず期限内に申込みを行ってください。（厳守）また、内定申請書類一式を、下記スケジュールのとおりメールにてお送りください。

［メール送付先］
【宛先】川崎市高齢者事業推進課事業者指定係（40kosui@city.kawasaki.jp）
【件名】「内定申請書類について」
必要書類一式を添付の上、送付ください。添付書類として原本が必要なもの（登記簿謄本・返信用封筒等）は来庁時に持参ください。内定申請受付は、川崎市本庁舎１２階高齢者事業推進課で行います。必ず事業所の管理者就任予定の方がお越しください。

指定申請は電子申請届出システムにて下記スケジュールの期限内に申請ください。登記事項証明書・返信用封筒等の原本での提出が必要な書類につきましては、別途、電子申請締切日までの消印で郵送ください。申請締切日等は下記のとおりですので、必ず期限内に申込みを行ってください（厳守）。

なお、原則として、書類の補正が必要な場合で、補正完了期限までに補正が間に合わなかったときは、申請を不受理とさせて頂き、翌月に再度指定申請をして頂く場合があります。

指定予定日	内　定				指　定	
	予約受付期間（厳守）	メール提出期限（厳守）	申請受付（厳守）	補正完了期限（厳守）	申請締切（厳守）	補正完了期限（厳守）
2024/4/1	2024/1/4～25	2024/1/25	2024/2/1･2･5	2024/2/6	2024/2/25	2024/3/12
2024/5/1					2024/3/25	2024/4/10
2024/6/1					2024/4/25	2024/5/10
2024/7/1	2024/4/1～25	2024/4/25	2024/4/30･5/1･5/2	2024/5/7	2024/5/25	2024/6/10
2024/8/1					2024/6/25	2024/7/10
2024/9/1					2024/7/25	2024/8/9
2024/10/1	2024/7/1～25	2024/7/25	2024/7/31･8/1･8/2	2024/8/6	2024/8/25	2024/9/10
2024/11/1					2024/9/25	2024/10/10
2024/12/1					2024/10/25	2024/11/8
2025/1/1	2024/10/1～25	2024/10/25	2024/11/1･11/5･11/6	2024/11/8	2024/11/25	2024/12/10
2025/2/1					2024/12/25	2025/1/10
2025/3/1					2025/1/25	2025/2/10
2025/4/1	2025/1/6～24	2025/1/25	2025/2/3･4･5	2025/2/7	2025/2/25	2025/3/10
2025/5/1					2025/3/25	2025/4/10
2025/6/1					2025/4/25	2025/5/9

【予約受付期間及び申請受付等】
※予約受付期間を過ぎての予約は受け付けません。
※内定申請受付等については、事業者の申請状況によって、日程の変更を行う可能性があります。

［予約先］　川崎市高齢者事業推進課事業者指定係
TEL　044－200－2469・2544・2633
受付時間：９時～12 時、13 時～17 時（土、日、祝日、年末年始を除く）

4. 申請

内定申請書及び添付書類等の審査を対面で行います。審査時間は約２時間です。審査時間内に審査が終わらない場合には受付を行いませんので、記載例及び申請書類作成にあたっての留意事項にて事前に内容確認を行い、きちんと書類をそろえて御来庁ください。

補正完了期限までに受理した書類について２次審査や必要に応じ現地調査を行い、審査をとおり審査手数料を納付した事業所は、翌月 1 日に指定します。補正完了期限までに受理できない場合は、翌月以降に再度申請していただくことになります。

また、受理するにあたって、川崎市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たしていることを確認する必要がありますので、指定申請までに建築・改修が完了し関係法令（建築基準法、消防法等）の確認を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

5. 指定

指定は毎月１日です。

6. 公示

指定事業所名、所在地、サービスの種類等が市公報に登載されます。

「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」から事業所の検索が可能となります。

7. その他

地域密着型サービスの指定を受けた場合、原則的に利用者は本市の被保険者に限定されます。

また、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を利用するためには、利用の時点にて本市に住民登録してから 3 か月を経過していることが必要となります（川崎市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の市町村の同意に係る手続等に関する要綱別表１備考）。

上記の点について御留意の程よろしくお願いします。

8. 指定申請等に係る審査手数料

川崎市では、介護サービス事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、地方自治法第227条に基づき、応益負担の観点から、手数料を徴収しています。

（１）審査手数料の額

事業の種類	新規指定（許可）申請 １サービスにつき	指定（許可）更新申請 １サービスにつき
指定地域密着型サービス （定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）	20,000円	10,000円
（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護）	30,000円	10,000円
（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）	45,000円	25,000円
地域密着型介護予防サービス （介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）	15,000円	10,000円
介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防訪問サービス）	10,000円	10,000円
（介護予防通所サービス）	15,000円	10,000円

(注) １　みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。

２　変更届・加算届などについては、手数料の徴収はありません（介護老人保健施設、介護医療院を除く）。

３　介護老人保健施設、介護医療院の一部の変更許可に係る手数料は（３３，０００円）。

４　ユニット型介護老人福祉施設に併設する従来型介護老人福祉施設について、併せて新規又は更新申請をする場合、手数料を免除します。

（２）納付方法

○　申請時に納付書をお渡ししますので、納付期限までに銀行等で支払いをしてください。

○　この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定、指定更新等ができない場合でも手数料は、返還しません。

（３）手数料の納付例

○認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護併設の例

	新規指定	更新申請
認知症対応型共同生活介護	30,000 円	10,000 円
介護予防認知症対応型共同生活介護	15,000 円	10,000 円
小規模多機能型居宅介護	30,000 円	10,000 円
介護予防小規模多機能型居宅介護	15,000 円	10,000 円
	計 90,000 円	計 40,000 円